



第6回嘉麻市農業委員会総会（令和6年6月12日）

- 事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。  
本日の出欠状況をご報告いたします。  
在任委員15名中、欠席者1番武田委員、3番嶋田委員、8番山崎委員、9番田中委員、10番松尾委員、11番品原委員6名であり過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、本総会は成立しておりますのでご報告いたします。
- 事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。  
事前に郵送しておりました令和6年第6回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料の2点です。ご確認をお願いいたします。  
それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。
- 副会長 只今より、令和6年第6回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
- 事務局 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。
- 会場 【農業委員会憲章朗読】
- 事務局 ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。
- 会長 【会長挨拶】
- 事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。  
それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？
- 会場 【異議なしの声】
- 議長 署名委員につきましては、2番 山田委員と4番 田子森委員をお願いします。
- 議長 それでは、議事に入ります。  
議案第22号を議題といたします。  
事務局に説明をお願いします。
- 事務局 それでは、1ページをお願いいたします。  
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。  
令和6年6月12日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は、農地法第3条関係におきまして、4件の申請が出ております。  
それでは、2ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇 地目：田 地積：252㎡ 他13筆

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (38)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (61)

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：17,189㎡ 計：17,189㎡

権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得する  
ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3  
条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、  
ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1ページに位置図、2ページ  
に申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。  
審議番号1番について、地区担当：花岡推進委員に説明をお願いいたします。

花岡推進委員 山野地区担当推進委員の花岡です。5月1日に売買ということで聞き取りを行いました。  
つきましては、地域といたしましては特に問題ないと認識しておりますが、委員の  
みなさまのご審議をお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号1番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。  
ここで推進委員の退席をお願いいたします。

議長 続きまして、審議番号2番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条関係審議表番号2

申請地：〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇 地目：田 地積：1,713㎡ 他2筆  
計5,199㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (72)

申請人譲渡人：福岡市〇〇区〇〇 〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇 (70)

譲受人耕作地 自作地：10,499㎡ 借入地：52,398㎡ 計62,897㎡

権利内容：所有権移転 売買

事務局

この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が、譲渡人であり、〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議よろしくお願ひいたします。資料といたしまして、3ページに位置図、4ページ～5ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長

審議番号2番について、地区担当：村上推進委員に説明をお願いいたします。

村上推進委員

千手地区担当推進委員の村上です。この案件の売買につきまして、先月の11日ごろお話しにいらしまして、地域としては問題ないということでご審議よろしくお願ひいたします。

議長

只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号2番について、ご質問はございませんか？

会場

【なしの声あり】

議長

質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場

【挙手】

議長

賛成多数であります。  
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。  
推進委員の退席をお願いいたします。

議長

続きまして、審議番号3番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条関係審議表番号3

申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇-〇 地目：田 地積：783㎡ 他1筆  
計 1,543㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇 (75)

申請人譲渡人：福岡市〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇 (77)

譲受人耕作地 自作地：1,801㎡ 借入地：なし 計 1,801㎡

権利内容：所有権移転 売買

事務局

この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が、譲渡人であり、〇〇 〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議よろしくお願いたします。資料といたしまして、6ページに位置図、7ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長

審議番号3番について、地区担当：渡邊推進委員に説明をお願いいたします。

渡邊推進委員

芥田地区担当推進委員の渡邊です。先月の下旬に話がありましたので、今月上旬に現地を確認しました。地域では特別問題ないとの認識ですので、委員のみなさまご審議よろしくお願いたします。

議長

只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号3番について、ご質問はございませんか？

会場

【なしの声あり】

議長

質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号3番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場

【挙手】

議長

賛成多数であります。  
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。  
推進委員の退席をお願いいたします。

議長

続きまして、審議番号4番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条関係審議表番号4  
申請地：〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇 地目：田 地積：235㎡ 計235㎡  
  
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (68)  
申請人譲渡人：朝倉郡〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (74)  
  
譲受人耕作地 自作地：15,076㎡ 借入地：16,765㎡ 計31,841㎡  
  
権利内容：所有権移転 売買

事務局

この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が、譲渡人であり、〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議よろしくお願いたします。資料といたしまして、8ページに位置図、9ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長

審議番号4番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。

松本推進委員

貞月・上牛隈・下牛隈地区担当推進委員の松本です。今回の案件につきましては6月2日に売買に関する聞き取りを行いまして、11日に現地を確認いたしました。地元といたしましては特別問題ないと認識しておりますが、委員のみなさまのご審議よろしくお願いたします。

議長

只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号4番について、ご質問はございませんか？

会場

【なしの声あり】

議長

質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号4番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場

【挙手】

議長

賛成多数であります。  
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。  
推進委員の退席をお願いいたします。

議長

続きまして、議案第23号を議題といたします。

番号2番について中嶋委員が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第11条の規定により、中嶋委員の退席をお願いいたします。

事務局 それでは、4 ページをお願いいたします。  
議案第 23 号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。

令和 6 年 6 月 12 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。  
それでは 5～8 ページをお願いいたします。

- (1) 利用権設定が新規 5 件 17 筆 19,170.00 ㎡、  
更新 7 件 18 筆 23,060.00 ㎡、計 12 件 35 筆 42,230.00 ㎡
- 所有権移転が 4 件 6 筆 6,942 ㎡、  
利用権設定（中間管理事業）が 1 件 4 筆 4,038 ㎡

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議  
よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。  
ここで中嶋委員の入室をお願いいたします。

議長 続きまして、議案第 24 号を議題といたします。

事務局 それでは、9 ページをお願いいたします。  
議案第 24 号 農用地利用配分計画（案）について  
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見  
が求められているため審議に付する。

令和 6 年 6 月 12 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。  
それでは 10 ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定（中間管理事業）1件4筆4,038㎡

こちらは、先ほどの農用地利用集積計画（案）にありました8ページの中間管理事業の案件でございます。

経過措置により農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

藤島委員 この案件については賛成ですが、〇〇〇〇〇〇さん耕作地を広げてあって、耕作地が広がれば生産性の低い作りにくい農地がでてきて去年から耕作をしていない状態なども出てきて、荒らしてはいけないということは伝えてはいますが、おそらくこの先耕作していくことはないようなところもあるので、そういったところを考えていかないといけないかと。お金にもならないのに管理しないといけない。

議長 今のご意見については、芥田地区だけではなく山の多い地区などは特に問題で、全体の問題として今後検討していく必要があるのかなと。山つきのところなんかは管理が疎かになっていく可能性がありますので。

中嶋委員 〇〇〇さんの家の〇〇の方でも草が生えないようにしているビニールが風で飛んで近くの家に迷惑をかけたりといったようなことがあったようですので、そういったことがないようにもう少し徹底していった方が良くと思います。

事務局 今、農業委員会の方でこのような意見があがったことは本人様にもお伝えしていきたいと思えます。

添田委員 関連してなんですけど、わたしの田のところもそういったところが出てきています。これからは草が伸びて、所有者も管理できないで放棄されている。こういう場合はなかなか難しく、言えば言ったで差し支えるようでも注意も言えないでいる。山つきの農地だけでなく平地でも出てきている。立ち入ったことでなかなか上手くいかないでいます。

議長 解決法というものもなかなかないんですけども、そういった現状があることを認識しておくことが大事かなと思います。

議長 それでは、質問がないようですので採決に入りたいと思えます。本案については意見を求められている案件ですので、異議なしということでよろしいでしょうか。本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思えます。

議長 続きます、議案第 25 号を議題といたします。

事務局 それでは、11 ページをお願いいたします。

議案第 25 号 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について  
嘉麻市農業振興地域整備促進協議会条例第 3 条の規定に基づき委員を推薦する。  
令和 6 年 6 月 12 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員には現在、山田委員、嶋田委員、添田委員、縄田緑委員の 4 名をお願いをしております。

今回の任期は令和 9 年 7 月 31 日までとなっておりますが、農業委員の任期である令和 7 年 3 月 31 日までは、現在の 4 名の委員の方に引き続きお願いをし、来年の農業委員の改選後に再度、新たに委員の推薦をお願いしたいと思っております。  
尚、本日欠席の嶋田委員からは事前に了承を得ていますことをご報告いたします。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか？

議案第 25 号 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員は、事務局提案のとおり、引き続き現在の 4 名を推薦することに賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。

よって、嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員に山田委員、嶋田委員、添田委員、縄田 緑委員の 4 名を推薦することにいたします。

議長 続きます、議案第 26 号を議題といたします。

事務局 それでは、13 ページをお願いいたします。

議案第 26 号 令和 5 年度の最適化活動の点検・評価について  
標記の件について農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みの点検・評価として別紙のとおり審議に付する。  
令和 6 年 6 月 12 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

総会資料と一緒に同封しておりました、別紙 様式 3 の令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価をお願いします。

本案は、令和 5 年度に提出していただきました一人一人の活動記録簿を集計したものの、月ごとの実施状況となっており、4 月にお支払いをいたしました農用地利用最適化交付金による上乘せ報酬の数字となっております。

事務局 次に(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果

- ① 成果目標の達成状況につきましては、農地集積や遊休農地等の目標と実績等になっております。
- ② 自己の点検・評価につきましては、最適化活動の実施状況や目標の達成状況を踏まえ、それぞれ記入をさせていただいているかと思いますが、本日未記入の方は、6月20日（木）までに提出をお願いいたします。

事務局 続きまして別紙 様式4の令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価をお願いします。

事務局 資料4の9ページをご覧ください。

- 1 最適化活動の成果目標につきましては、農地の集積や遊休農地の解消等の目標や実績となっております。
  - 2 最適化活動の活動目標につきましては、活動の目標や実績となっております。
  - 3 点検・評価結果につきましては、農業委員会の点検・評価結果等となっておりますのでご確認ください。
- 後日、農業会議と県に報告をし、市のホームページに公開することとしています。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか？

議長 この資料の黄色のマーカーのところに記入して提出でよろしいですか？

事務局 はい。お願いいたします。

議長 それでは、議案第26号については、それぞれ原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、議案第26号につきましては、原案のとおり決定したいと思います。

議長 続きまして、通知第6号を議題といたします。

事務局 それでは、14ページをお願いいたします。

通知第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。  
令和6年6月12日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は8件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております15～16ページに報告書を添付しております。以上でございます。

議 長 本件は報告のみでございます。

議 長 続きまして、会議次第6番、その他を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 総会資料送付時に同封しておりました「農業委員会だより」でございますが、福岡嘉穂農協から6月下旬に配布されるものと一緒に、各農家の皆様へお配りすることにしております。  
次回総会の日程についてでございますが、7月10日(水)10:30からとなっておりますので、よろしくをお願いいたします

議 長 委員さんの方からは、何かございませんか？

藤 島 委 員 「農業委員会だより」が今回なんの内容なのかということで  
「地域計画」という文字をもう少し上の方で目立つように配置してはどうか？

事 務 局 「農業委員会だより」に関して  
藤島委員からご意見がありましたとおり、「地域計画」についてということをきっかけで、今回「農業委員会だより」を発行してみようとなっております。  
配置を変えるなり反映させて、地域計画についての内容が書いてあるといったところが強調されるように編集して、内容作成後に「農業委員会だより」の編集委員さんや会長、副会長に確認していただくようにさせていただきたいと思っております。

井 手 委 員 地域計画の出し手のところで、地域で地権者を集めて話し合った際に  
土地が相続、相続で名前が変わっている人や  
相続したらお金がかかるからそのままにしている人などがかなりいて話が進まない状況で、自分名義の土地がどこにあって、どのくらいあるのか把握できていない人が多数いるという印象なんです  
現在は、他の人に作ってもらっているので、今はなんの弊害もないのですが、自身の田んぼがどこかということを確認できないかと。

添 田 委 員 私が相続した当時は長男が相続できて承諾もいらず、その後法が変わり兄弟等相続の権利があるものの印鑑が必要になり、私の近隣でも土地の名義がひいおじいさんのまま  
で、相続に費用がかかってうまくいかない場合もあります。そういったところが多数あるようです。  
今後相続制度が変わって、何年か以内に相続しないと罰金とは言っても  
それも大した額ではないので、このまま放置されるのではないかと思います。

事 務 局 国の方でも利用集積などで相続未登記問題があるということは把握しております。  
子・孫・ひ孫と相続されて印鑑取得ができない場合も、おひとり管理されている方が代表として登記できるような制度であったり、

戸籍を郵送で請求しているものが簡素化できるように市民課窓口の方でオンライン請求し、相続・登記ができやすいような制度も4月からスタートしております。

添田委員 相続で全員に権利があるためお金の問題で印鑑が押されない、管理はしていないけれど税金は払ってもらえない等も問題もあるのではないかと。

事務局 固定資産税などの問題は残ってくるかと思います。

議長 その他ご質問はございませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副会長 これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

---

2番委員

---

4番委員

---